

第 24 パッケージ型消火設備

屋内消火栓設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分について、「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第12号。以下「12号告示」という。）に基づき、パッケージ型消火設備を設置した場合は、政令第29条の4第1項の規定により、屋内消火栓設備の設置に代えることができる。

なお、パッケージ型消火設備は消火剤量が限定的であり、消火に失敗した際に備えた退路の確保が必要であることに留意して指導すること。

1 設置の要件

12号告示第3によるものとする。

なお、次のいずれかに該当する場所は、「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所として取扱うことができる。

- (1) 階段又は避難口等の出入口等が容易に見通すことができ、避難ができる場所で、かつ、次のいずれかに該当する場所

ア 建基政令第126条の3に規定する排煙設備又はそれと同等の排煙設備が設けてあり、その手動開放装置が当該パッケージ型消火設備の直近に設けてある場所

イ 「火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を決める件」（平成12年建設省告示第1436号）第1号から第3号までのいずれかに適合する場所で、その手動開放装置が当該パッケージ型消火設備の直近に設けてある場所

ウ 外気に面する外壁開口部が常時開放されたもので、かつ、当該開放部分の合計面積がパッケージ型消火設備設置場所の床面積の15%以上あり、その開放部分が一部分に偏っていない場所

- (2) 泡消火設備の基準6(1)に掲げる場所

2 設置方法

- (1) 原則として、認定品を使用すること。
- (2) 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けること。
- (3) 地震等により倒れないように堅固に固定すること。
- (4) 周囲に障害物がなく、整理整頓され、照明装置又は明かり窓が設けられている等、円滑な操作及び点検が行えること。
- (5) 40度以下で温度変化の少ない場所に設けること。
- (6) 直射日光及び雨水等のかかるおそれの少ない場所に設けること。
ただし、機器に影響を受けない措置が講じられている場合は、この限りでない。
- (7) ユニットの直近の見やすい箇所に赤色の灯火を設けること。なお、円錐型、平面型又はリング型等の表示灯を設置して支障ないものとする。
- (8) 火災時において有効に放射できる位置に設置すること。

3 赤色の灯火及び表示

12号告示第4第5号に規定する赤色の灯火は、次によること。

- (1) 赤色の灯火は、取付け面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから容易に識別できるようにすること。
- (2) パッケージ型消火設備の格納箱に、自動火災報知設備の発信機及び表示灯を設ける場合は、これに代えることができる。
- (3) パッケージ型消火設備の格納箱の扉の裏面には、操作の各手順を図示するとともに、簡略な説明文等を表示すること。
- (4) 非常電源は、屋内消火栓設備の基準8を準用すること。

4 電源、配線等

配線は、省令第12条第1項第5号の規定に基づき設置するとともに、常用電源回路については、屋内消火栓設備の基準7を準用すること。